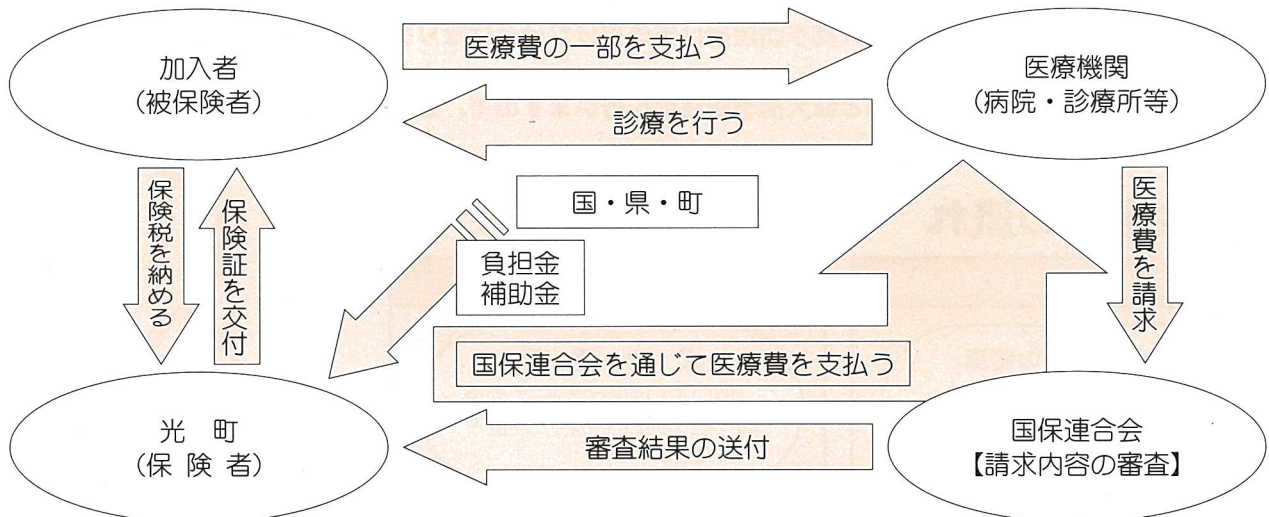


国民健康保険のしくみ

みなさんの国民健康保険の運営は町が行っています。その費用は、主に、みなさんの納める保険税によって支えられています。



医療費を抑えるためにご協力を

医療費が増えると、国保の財政を圧迫し、保険税を引き上げざるを得なくなります。そうならないためにも、日ごろから健康づくりを心がけ医療費を節約しましょう。

- お医者さんのかけ持ちはやめましょう
- 時間外、休日受診はなるべくやめましょう
- 薬をたくさん欲しいのはやめましょう
- 定期的に健康診断を受け、病気の早期発見・治療を心がけましょう

問合せ 住民課国保年金班 ☎ 84 1 2 1 2

- 軽自動車四輪
軽自動車検査協会千葉事務
所
☎ 043 (245) 0163
- 軽自動車二輪・二輪の小
型自動車
関東運輸局千葉運輸支局
☎ 043 (242) 7337
- 原付・農耕作業用
役場税務課
☎ 84 1 2 1 3

軽自動車の届け出はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者または、使用者の方に課税されます。次の場合は、お早めに、廃車・名義変更の手続きをしてください。

- ①住所が変わったとき
- ②下取りなど車を譲渡したとき
- ③所有者または、使用者が亡くなったとき
- ④盗難にあったとき

問合せ



固定資産税(土地・家屋) 縦覧帳簿の縦覧

平成17年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧は、固定資産税の納税者のみなさんが、土地や家屋の評価額を比較し、自己の土地や家屋の評価額の適正さについて検討していただく制度です。

期間

4月1日(金)～5月31日(火)
(土・日曜日、祝祭日は除く)

午前8時30分～午後5時
縦覧できる方

- ・土地価格等縦覧帳簿は光町所在の土地に対する固定資産税の納税者
- ・家屋価格等縦覧帳簿は光町所在の家屋に対する固定資産税の納税者
- ※代理人の場合は委任状が必要。

場所 役場税務課

☎ 84 1 2 1 3

申告はもうお済みですか

所得税・町県民税の申告期限は3月15日(火)です。まだお済みでない方はお早めに提出してください。

税務署からのお知らせ

消費税の届け出が必要です。消費税法の改正により、平成16年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者は、平成18年分について消費税の課税事業者となりますので、これに該当する方は「消費税課税事業者届出書」をお早めに税務署まで提出してください。なお、平成15年分の課税売上高が1,000万円を超え、初めて消費税の課税事業者になられた方で、消費税の簡易課税制度を選択する方は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を至急、税務署まで提出してください。

問合せ 銚子税務署

☎ 0479 2215

74

税の一句

緑濃く流れも清きこの国を支える税のことを忘れず